

令和 8 年度 税制改正見直し事項 ( 廃止 ・ 縮減 )

(復興庁・国土交通省)

項目名	防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の廃止														
税目 (条文番号)	登録免許税														
見直しの内容	<p>防災集団移転促進事業により買い取った住宅地等 (移転元地) の集約化及び一体的な利活用を図るため、復興整備計画に基づく区域内の事業の用に供するため地方公共団体が買収した公有地と交換する土地について、被災関連市町村の長の証明を受けた土地を地方公共団体等と交換する場合において、公有地を取得した者に課税される所有権移転登記に対する登録免許税を免税とする措置につき、当該証明を受ける期限を令和 8 年 3 月 31 日限りとする。(廃止)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 40 条の 3</td> <td style="width: 20%;">平年度の増収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 20%;">百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">( - )</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">( - )</td> <td>百万円</td> </tr> </table>			東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 40 条の 3	平年度の増収見込額	-	百万円		(制度自体の減収額)	( - )	百万円		(改正増減収額)	( - )	百万円
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 40 条の 3	平年度の増収見込額	-	百万円												
	(制度自体の減収額)	( - )	百万円												
	(改正増減収額)	( - )	百万円												
廃止又は縮減の理由	<p>平成 28 年度以降、本特例措置を適用しつつ、防災集団移転促進事業により買い取った住宅地等 (移転元地) の集約化及び一体的な利活用を着実に推進してきたところであるが、令和 8 年度以降、各地方公共団体において、本特例の適用対象となる土地の交換について見込みがないため、本特例措置の適用期限をもって廃止とする。</p>														